

新しい生活をスムーズに！

市役所の一部窓口を年度末・年度始めの日曜日に臨時開庁します。平日も一部窓口を臨時に時間延長します。

入学・転勤などで新生活が始まる方が多いこの時期、市役所は転出・転入・転居などの手続きのため毎年多くの方で混み合います。この期間中、これらの手続きに係る一部の窓口業務を日曜日にも取り扱います。また、あわせて平日の窓口業務時間も延長しますので、ぜひご利用ください。

◆日曜日の開庁日時

3月31日、4月7日の午前9時～午後5時

◆平日の窓口延長日時

3月28日(木)・29日(金)、4月1日(月)・2日(火)・3日(水)の午後5時15分～午後7時

◆対象となる窓口と業務内容

転出・転入・転居などに伴うものが中心です。

市民課 (☎23—7700 FAX21—0479)	○転出・転入・転居などの手続き、住民票・戸籍などの証明発行、印鑑登録 ※住基カード、公的個人認証、広域証明発行、旅券事務は取り扱いできません。
国保年金課 (☎23—7701 FAX23—7739)	○国民健康保険、国民年金に係る手続き ※3月28日(木)は午後8時30分まで国保税の納税相談も行います。
生活環境課 (☎23—6733 FAX23—7750)	○指定ごみ袋購入券・ごみ収集カレンダーの交付 ※ごみ袋の減量報償金の交付は、4月1日(月)から取り扱います。
福祉政策課 (☎23—7735 FAX23—7748)	○福祉医療、障がい者手帳および自立支援受給者証に係る手続き
高齢福祉課 (☎23—8993 FAX23—7748)	○介護保険、後期高齢者医療に係る手続き
子ども家庭課 (☎23—8965 FAX23—7748)	○保育園、児童手当などに係る手続き
水道課 (☎23—7707 FAX23—7741) 下水道課 (☎23—7708 FAX23—7741)	○上下水道の使用に関する受付(開始、休止、名義変更など) ※当日は受付のみで、水道の開栓および休止の作業は行いません。 ※3月28日(木)は午後8時30分まで料金納付相談も行います。

※各地域事務所、西部支所では休日開庁、窓口時間延長は行いません。

